

〔秋 田 大 学〕
 総合基礎教育研究紀要
 20 - 30 (1997)〕

古代帝国辺境政策の差異

— 日本律令国家辺境政策とローマ帝国属州支配の比較研究序論 —

渡 部 育 子

The Difference between Periphora Policies of Two Ancient Empires

An Introduction of Comparative Study on the Periphora Policy

Japanese Ritsu-Ryo-Nation and the Rule of Province of Roman Empire

Ikuko WATANABE

はじめに

古代国家の性格を明らかにする方法は多岐にわたるが、辺境支配の特質の解明ということも重要な手掛かりとなる。一般に、辺境地域の統治は国防や異民族支配の問題と密接な関係をもつものであり、一国の辺境支配の実態を時期的な変化に留意しながらたどることは、古代帝国支配者層と辺境住民との関係のみならず、国家論にまで発展する可能性がある。すなわち、世界史上にはさまざまな国家が展開したが、古代国家の場合、その辺境政策をみることによって、王権の性格、身分制、税制（経済的基盤）などの特質についてもよくわかるのである。

日本律令国家は中央集権的支配体制をとるが、これは中国、唐の律令の影響を受けて形成されたものである。ところが、日本のこの制度のなかには、当時、直接的交流はなかったローマ帝国の支配制度とも類似する部分がある。その例としてしばしば取り上げられるものが駅伝制の採用である。中国との関係とは異なり、ローマの場合は、日本律令国家の交通・通信制度の制定に影響を及ぼした可能性はないが、この制度の運用を具体的にみると、少なくとも形態としては、非常に似た構造をもっている。たとえば、道路建設は首都を中心とする交通体系として整備されたこと、その地域の拡大は、とりもなおさず支配地域の拡大を意味し、その多くは軍事的行動をとることも、また、利用できるものは政府関係者に限られるため、この制度が一般民衆にどの程度の恩恵をもたらしたのかという点ではプラスの評価はなされないことなど、運営の実態をみても共通点が多い。しかし、辺境政策や国境政策というような軍事的要素・民族的問題が重視される部分においては、異なる様相を呈する場合も多い。

ところが、この2つの古代国家の性格をめぐっては、それぞれ個別には長年におよぶ研究の積み重ねがあるが、辺境支配政策の差異性という観点での研究はあまり進んでいない。また、

日本律令国家の諸相を中国律令国家と比較した研究は律令の条文解釈をはじめ、さかんにおこなわれているが、ここでは、既往の研究にみられるような中国律令制度とではなく、ローマ帝国の諸制度と比較することによって、国家論・民族論的視座から日本律令国家の辺境政策について考察を加えてゆきたい。

近年の日本古代国家辺境政策の研究は、北日本の地域に関しては、東北アジアを視野に入れたこと、南九州および南島という南の辺境地域を念頭においておこなわれるようになったことによって大きな進展をみせた。その結果明らかになったことのひとつが、現地住民(蝦夷)と政府との間に朝貢一饗給という関係みられたということである⁽¹⁾。政府と現地住民との関係は、7世紀から9・10世紀までをみると、政治方針の変更や周辺諸国・諸民族との関係によって、当然のことながら変化する。しかし、すべての時期を通して、日本律令国家の辺境政策には植民地支配という性格はほとんど認められない。もちろん、8世紀から9世紀初頭にかけての時期、すなわち律令的支配体制の確立期においては、軍事行動をとまなう積極的支配拡大策がとられたが、その支配の内容は中央と異質のものを目指しているのではなく、最終的にはむしろ公民と同様の支配をおこなおうとするものなのである⁽²⁾。

一方、古代ローマ帝国の場合には、属州という位置づけをされた地域があった。そのような属州の人民をイタリア人と平等に扱うのかどうかということは時期によって異なるが、属州とはローマへの絶対的服従を強いられた地域であり、搾取の対象となった地域であった⁽³⁾という点は全時期を通して言えることである。

本稿は、日本律令国家が辺境政策の特質を、ローマ帝国の属州支配との比較において明らかにするための問題提起をしようというものであるが、それは国家にとって辺境とはどのような意味をもっている地域であり、一方、辺境地域の住民にとって国家とはどのような意味をもつものであったのかということをはっきりと明らかにする手掛かりともなる⁽⁴⁾。

1 国家支配領域の形成過程

古代日本国家の政治過程における王権による支配領域の拡大に関しては、ヤマト王権が地方豪族を支配下に組み込み、国造制による支配が確立する時期と、律令制度による支配形態が完成した時期に大きな画期を認めることができるが、辺境政策が長期にわたって国政の重要課題として展開するのは、言うまでもなく後者の方である。それは、律令的支配とは天皇を中心とする中央集権国家体制をとり、全国的にできるだけ広範囲に同じような領域支配をおこなうということを志向するものであることによる⁽⁵⁾。もちろん、律令制度による支配がおこなわれた時代といっても、7世紀後半から平安時代までと長期にわたるが、律令的支配体制が確立・展開した9世紀初頭までをみても、支配領域の範囲という点では大和(畿内)を中心に南方と北方に拡大する場合にも、対外的な戦闘によって変化することはほとんどなかったし、また、ヤマト政権時代、5世紀までさかのぼってみても、政変はあっても王(天皇)の存在が否定されることはなかった。

一方、ローマは王政時代からみてゆくとB.C. 6世紀からA.D. 5世紀までというように長期にわたって政権が展開するが、共和政期と帝政期とでは支配の具体的様相はかなり異なる。共和政期⁽⁶⁾には、B.C. 272年にイタリア半島を統一するまでは、同盟と併合という形で半島内の都市国家にローマ市民権を与えこれを治めた。B.C. 3世紀以降、半島の外に勢力を拡大するようになると、そこを属州として支配するようになった。まず、B.C. 264年に始まった第1回ポエニ戦争の後、シチリア・サルディニア・コルシカを属州とし、東方のマケドニア・シリアとの戦争でも勝利した。そして、B.C. 146年、第3回ポエニ戦争でカルタゴに勝

利をおさめたローマは、地中海一帯に勢力をもつことになり、イタリアの同盟市にも支配を強化するようになる。しかし、そのことが原因で同盟市戦争がおきると、これを抑える手段としてローマは同盟市にローマ市民権を与えるという方法をとる。そして、そのような市民権の拡大が、ローマを都市国家から帝国へと変化させる重要な条件となるのであるが、アクティウムの海戦に勝利をおさめたオクタウィアヌスは、B.C.27年、元老院からアウグストゥスの称号を与えられ、以後、ローマでは帝政による支配がおこなわれる。

帝政期においてもローマの領土拡大と属州の設置は続く。まず、アウグストゥスの時代には、皇帝と元老院との分割統治による属州支配をおこなうが、軍事力（軍隊）はアウグストゥスが握っていた。彼は国家統治を元老院に委ねるといように、基本的には共和政的な秩序を引き継ぐが、一方では、皇帝の側用人に実務をおこなわせ、解放奴隷を登用するなど官僚制度組織の萌芽的なものもみられる。官僚制度はこの後、クラウディウス（在位41-54）の時代には直属の文官によるものが整備された。また、アウグストゥスの時代には、ローマ市の首都としての整備がおこなわれたが、このローマ化・都市化ということは、以後の帝国支配において重要な意味をもつ。

ローマの首都は330年、コンスタンティヌス帝によってローマからコンスタンチノーブルに移され、いくつかの画期をもってそれぞれ特徴づけられるローマ帝国の特質も、この前後から大きな変化をみせることになるが、結局、ローマの場合は、戦争によって支配地を拡大し、それを属州として位置づけるということがB.C.3世紀の段階からおこなわれており、そのような属州住民の抵抗に対しては、ローマ市民権の付与という“アメ”を与えることによって、支配の安定を図ろうとしたといえることができる。ただ、ここで注意しなければならないのは、属州はローマが税の賦課や奴隷の供給など、絶対的支配権を有する地域なのであるが、その位置づけは時期によって異なるだけでなく、都市であるのかどうか、ローマ市民権が付与されている地なのかどうかによって異なるということである。すなわち、一口に属州といってもその内容はバラエティーに富んでいて、ローマ対属州というものではなく、属州のなかの各集団とローマとの間にそれぞれの支配-非支配関係が結ばれていたのである⁽⁷⁾。

このように、ローマは都市国家を母胎として地中海沿岸の諸都市から周辺地域へ支配を拡大してゆくのであるが、ローマが、ローマという都市国家からイタリア半島という一定の領域をもった国家となったのは、B.C.89年⁽⁸⁾イタリア半島全土にローマ市民権が与えられたことによるのである。そして、属州統治のための制度は、帝政期になってから本格的に整備されたと言える。したがって、ローマの場合、国家形成の最初からは、日本律令国家の地方行政組織である国制のような、一定の地域を区画して領域支配をおこなうというような形態はとっていなかったことになる。

さて、古代国家の辺境はどのような事情で形成されたのかということであるが、ローマの場合は異民族との戦争が重要な意味をもつ。すなわち、ローマの領土は初期の段階の都市国家からイタリア半島へと拡大、さらに支配地域を拡大し属州を形成するようになり、その領土はライン川・ドナウ川の線、チグリス川を越える地域、地中海東岸を含む地中海沿岸の全地域、北アフリカ地域、イングランド・ウェールズまで拡大する。したがって、辺境地帯もこのようなローマ国家の版図拡大にともなって大きく変化することになる。そして、ローマを中心にみてみると、そのような辺境地帯のさらに外側に異民族（蛮族）の居住地が分布しているのである。

一方、日本の場合はこのようなローマと比較してみるとどのような特質がみられるのかといえば、辺境として位置づけられる範囲は、日本列島本州北部から九州南部と南島のなかの北側と南側である。それらの地域には、大和地方を中心に同心円を描くとそのもっとも遠い地域が

該当することになる。もちろん、日本の場合も古代国家の辺境として位置づけられる範囲は変化するが、それは王権の支配力の及ぶ範囲をより北方へ、あるいはより南方へと拡大する程度で、その面積という点でローマとは比べものにならない。また、わが国の律令国家は、ローマの場合とは異なり、その成立時にすでに辺境地帯が決定されていた。たとえば、本稿で考察の対象とする北日本の辺境地帯に関して言えば、大宝令では陸奥・越後の2国は他の地域とは異なる扱いをするよう規定されていた⁽⁹⁾。その後、和銅5年9月、越後国から出羽地域が分離され1国を形成するが、辺境国のもつ特質である城柵経営、征夷のための將軍の派遣の対象国が、“陸奥と越後”から“陸奥と出羽”というようになり、その範囲が北上するという点に変化が認められる以外に大きな変化はなかった。もう少し具体的に言うと、日本海側の場合、7世紀半ばの大化の段階では中央政府の支配の拠点が設けられたもっとも北側の地域は越（現在の新潟県新潟市・村上市付近）であったが、8世紀半ばころになると、出羽（現在の秋田市）まで北上するという点である。

また、そのような辺境地帯の住民と中央政府との関係であるが、日本律令国家の場合、彼らを夷狄と位置づけるところに大きな意味があったのであり、それはとりもなおさず、中華思想に基づく政治が展開していることを内外に示す必要があったことを意味する。

日本律令国家の場合、諸制度形成の段階から辺境という、他の行政区画とは異なる特殊な地域が設定され、そこに居住する人々が蛮人として位置づけられることが、国内支配・外交関係の双方において不可欠の要素であった⁽¹⁰⁾。したがって、辺境は律令国家成立の段階で、地理的位置づけとしても、また、中央政府との関係においてもある程度固定されたものであったといえる⁽¹¹⁾。ただ、出羽国を例にとりていけば、この国は大宝令制定時にはまだ成立しておらず、当時この地域は越後国の最北端に位置するものであった。そして、和銅5年に1国をなしてからも、その国域は、郡の設置状況をもみても変化している。また、『延喜式』の段階になると、民部省式国郡条で「辺要」国として規定しているのは、陸奥・出羽・佐渡・隠岐の4国と壹岐・対馬の2嶋というように、日本列島の北と南という区分をした場合、北方では越後国が除外、佐渡国が入れられ、南方では日向・薩摩・大隅3国が除外、隠岐嶋が入れられている。

このように律令制下での辺境・辺要の範囲には時代による変化が認められるが、いずれの時期においても、それらは特殊な地域として扱われるものの、国制という律令制下で全国画一的に整備された行政組織によって掌握されていたのである。このことは日本律令国家の場合、“辺境”がはじめから国家支配領域のなかに位置するものであったことを意味すると考えられるのである。

2 王権の基盤と辺境

このような辺境地帯の形成過程においてみられる特質はそれぞれの国家の王権の性格とも関係する。まず、この点について確認しておきたい。あらためて言うまでもないことであるが、日本律令国家と帝政期ローマとは天皇と皇帝が存在するという点で共通するものの、その性格には異なる点が多い。日本の天皇の性格をめぐるのはさまざまな議論が展開されているが、その存在が存続するという点で、世界史上、きわめて少ない類例であることに疑義をはさむ余地はないであろう。また、律令制下の天皇についても、その専制君主性格を重視して律令国家の権力構造を考えるのか（専制君主の権力行使の際に貴族層を包括する形とみるのか、天皇と皇親を貴族層とは別の権力行使の主体とみるのかという問題はあるが）、あるいは貴族合議制の上に位置する存在と考えるのかというような議論があるのをはじめ、その性格を明らかにす

るためには解決しなければならない事項が数多くあり、それはかなり繁雑な内容となる⁽¹²⁾。

しかし、日本の天皇をローマ帝国の皇帝と比較してみると、その特質を別の面から描き出すことができる。これまでは日本史上に展開した王権の実態をみて、それが専制国家的要素が強いとか貴族的要素が強いとか、あるいは畿内政権をどのように評価するのかというような議論がなされることが多かったが、世界史的視野にたって日本律令国家の天皇の特質を考えると、王としての資格がその出自に規制されるのかどうかという点が重要になってくる。すなわち、このことは日本古代史では自明のことで論ずるまでもないことであるので、あらためて問題にすることは少なかったと思われるが、古代とりわけ律令制下における皇位をめぐる争いは、貴族層の覇権争いとかからむ場合が多く、その過程で関係した皇族や貴族の殺害事件がみられたとしても、天皇を殺害して豪族・貴族層のなかから新たに天皇を擁立するとことはなかったという事実は看過すべきではない。

このような日本の天皇とローマの皇帝を比べてみると、ローマでは皇帝の暗殺や自殺によって王権が交替することは稀なことではなく（たとえば、カリグラ・在位37-41、ネロ・在位54-68、ドミティアヌス・在位81-96、アレクサンデル=セウェルス・在位222-235などの皇帝が暗殺された）、アレクサンデル暗殺の後、284年ディオクレティアヌス（在位284-305）が即位するまでの間は軍人出身の皇帝が軍隊によって擁立されるという状態が続いたのである。

ローマ帝国のそのような状態は何故引き起こされたのかということは、個々のケースについてはそれぞれの背景があったということで説明できるが、ローマ帝国の成立時からの変遷を念頭におき、さらに日本律令制下にみられたような皇位継承の例と比較しながらローマ帝国における数世紀をみてみると、国家成立の事情が大きくかかわっていると考えられる。すなわち、ローマにおいて帝政という政治形態がとられる前段階として共和政があり、共和政から帝政へ移行した最初の時期、アウグストゥス（B.C. 27 - A.D. 14）は自らをプリンケプスと称し、王号は用いなかった。また、帝国の領域の形成（領土国家の成立）も、イタリア半島全域に対するローマ市民権の付与によってはじめて可能になったのであり、その支配領域も征服戦争によって拡大するわけであるから、時代によって大きく異なることになる。

このような日本律令国家とローマ帝国にみられる王権の特質に関する差異性は、それぞれの国家の辺境の位置づけにもかかわる。そこで、辺境とは王権にとって何であったのか、すなわち辺境という概念をもって中央政府に認識され、政策の上でも他の地域とは区別されていたことにはどのような意味があったのかということを検討してゆきたい。

本稿で論ずるのは主として北日本に居住する辺境民である蝦夷の方であるが、身分の問題を考えると、南日本に居住する辺境民である隼人や、公民身分に近いが同じではない俘囚も含めて、“辺境に居住する公民以外の民”という範疇でとらえ、このような身分の問題を国家財政の基盤=徴税の対象と関連させて考えることが必要であろう。

日本律令国家の場合、税制の主な項目である租庸調は公民を対象にしたもので、8世紀初期の段階では蝦夷や隼人など辺境民に対する賦課はおこなわれなかったが、延暦11年には隼人に対して調庸が賦課されるようになる⁽¹³⁾。薩摩・大隅2国が辺境国から除外される年代の詳細については定かではないが、8世紀と延喜式段階で異なるのであるから、この延暦11年頃がひとつの転機になっていたのではないかと考えられる。そして、辺境国として位置づけられることと租庸調等の税収奪の対象からはずされていることが一致しているが、このことは、とりもなおさず、日本律令国家の場合、その経済的基盤を辺境民以外のところに求めていたことを意味する。辺境民以外とはすなわち公民を指すことになり、ローマ帝国の属州人民への経済的

依存とは全く異なる形態である。

日本の場合、支配者層である天皇および貴族の経済的基盤は、国民の大多数を占める百姓（公民身分の者）が負担する租税にたよっている。そして、これとは区別される蝦夷や隼人は、朝貢という形で税負担をしていたのであるが、政府にとって彼らに朝貢させることの意義は、方物の貢進という経済的なことだけではなく、後述するように政治的側面において重要な意味をもつものであった。

まず、経済的側面からみてみると、このような税が国家財政全体のなかでどのような意味をもっていたのかといえ、国家財政を支えるというよりも、その品目の希少価値ゆえに珍重されたものと推測される。たとえば、本州北部以北の地域についてみてみると、具体的品目がわかる例として、『扶桑略記』養老元年八月乙亥条の出羽と渡嶋の蝦夷が来朝し馬千疋を貢納したという記事や、霊龜元年紀十月丁丑条の陸奥の蝦夷が先祖以来国府に昆布を貢献していたという記事のほか、『延喜式』民部下交易雑物条に記される出羽国の熊皮などがあげられる。

次に政治的側面についてであるが、ローマの場合は属州はローマという国家を経済的に支える点で重要であったのに対し、日本律令国家の場合は辺境とはその地域住民を蛮人と位置づけて支配下においているということを国の内外に明示することが重要であった。次の史料はそのことを示す記事である。

齐明天皇五年紀七月丙子朔戊寅条

（前略）伊吉連博徳書曰、同天皇之世、小錦下坂合部石布連・大山下津守吉祥連等二船、奉₂使吳唐之路₁。（中略）天子問曰、此等蝦夷国有₂何方₁。使人謹答、国有₂東北₁。天子問曰、蝦夷幾種。使人謹答、類有三種。遠者名₂都加留₁、次者名₂鹿蝦夷₁、近者名₂熟蝦夷₁。今此熟蝦夷。每歲、入₂貢本国之朝₁。天子問曰、其国有₂五穀₁。使人謹答、無之。食_レ肉存活。天子問曰、国有₂屋舎₁。使人謹答、無之。深山之中、止₂住樹本₁。天子重曰、朕見₂蝦夷身面之異₁、極理喜怪。使人遠来辛苦。退在₂館裏₁。後更相見。（中略）難波吉士男人書曰、向₂大唐₁大使、触_レ嶋而覆。副使親觀₂天子₁、奉_レ示₂蝦夷₁。於是、蝦夷、以₂白鹿皮一・弓三・箭八十₁、獻₂于天子₁。（原文は割注）

この記事は、遣唐使として派遣された坂合部石布連・津守吉祥連らが道奥の蝦夷の男女2人を唐の天子（皇帝）に見せたときの状況について記したものであるが、この記事では、当時、蝦夷が天皇に毎年朝貢していることを中国皇帝に顕示していることに注意しなければならない。すなわち、日本律令国家は日本列島の一部の住民を蛮人として支配下に治めていることを国際的（東アジア世界）に認知してもらわなければならなかったのである。

なお、蝦夷を蛮人を位置づける差別観は、このような中華思想の影響によってつくられたことは否定できない。ただし、そのような観念的理由だけで本州北部以北の住民を蝦夷を異質の存在とみたのであるのかといえ、かならずしもそればかりではなく、中央官人の間の生活習慣の違いということも影響を及ぼしていたのではないかと考えられる。このことを示す文献史料はあまりないが、次の史料からうかがい知ることができる。

齐明天皇四年紀四月条

阿陪臣 爾_レ名、率₂船師一百八十艘₁、伐₂蝦夷。鰐田・淳代、二郡蝦夷、望怖乞_レ降。於_レ是、勒_レ軍、陳₂船於鰐田浦₁。鰐田蝦夷恩荷、進而誓曰、不_下為₂官軍₁故持_レ弓矢_上。但奴等、性食_レ肉故持。若為₂官軍₁、以儲₂弓矢₁、鰐田浦神知矣。將₂清白心₁、仕₂官朝₁矣。仍授₂恩荷₁、以₂

小乙上¹、定²滯代・津輕、二郡々領¹。遂於²有間浜¹、召²聚渡嶋蝦夷等¹、大饗而帰。

これは阿陪比羅夫の北方遠征に関する記事である。『日本書紀』のこの文章は編者による修飾の可能性も考慮しなければならないことは言うまでもないことであるが、この部分の資料の作成に携わった中央から派遣された（阿陪臣に率いられた）官人たちが実際に見て感じ取ったことが記載されているものと考えられる。具体的には、肉食の習慣という食生活の違い、武器携帯の有無、衣服、住居などから野蛮な印象を受けたであろうことなどが推測される。そして、このような中央に展開した文化と辺境に展開した文化との間にみられる可視的な相違と、気候・景観といった自然環境の相違が、現代と比較すると非常に不便ともいえる当時の交通通信事情とあいまって、京から遠く離れた辺境の地域とそこに居住する人々を異質な部分として認識し、このことが蛮人というイメージをより強くしたのではないかと考えられる。

おわりに

以上、古代国家による支配に日本的特質があるとすれば、それは具体的にどのようなことであるのかということ、いずれも中央集権体制をとる律令国家とローマ帝国の、中央ではない部分を比較しながら考えてきた。日本律令国家の場合、辺境は律令法に定められた行政上の措置とは別に特殊な扱いをされることも多く、現地住民と戦闘状態に陥ることもあったが、最終的な目的は律令法による支配を実現することであった。また、日本律令国家の辺境とは国家成立当初から支配領域の一部として存在する必要があったものである。一方、ローマ帝国は侵略戦争による征服地を属州とし、搾取の対象とした。このような日本律令国家とローマ帝国との差異はどこから来るものなのかと言え、実は地理的条件による部分が大きいと考えられるのである。それはそれぞれの国家が置かれた地球上の位置と周辺諸民族の分布状態、気候と主要産業などであるが、日本の場合、周辺諸民族との抗争はローマに比べると非常に少なかったのである⁽¹⁴⁾。

最後に、当面の課題として二、三の問題点を述べておきたい。第1は古代国家が置かれた気候や水陸の分布など自然環境、及び周辺諸民族の分布状況とその国家の支配の特質との関係についてである。日本の場合、国土が海で囲まれていることによって、異民族の襲撃を受けることはほとんどなかった。また、主要産業は水稲農業であったが、律令制下での租税賦課の主な対象は、公民と称される班田農民であり辺境民ではなかった。辺境の住民に対する課税は朝貢－饗給関係という形をとっておこなわれ、その品目のなかには北方の物産のように中央で珍重されるものもあったが、国家財政の主要部分を占めるものではなかった。このような辺境住民への課税は、律令に規定される租・庸・調の数量が明確であることに比べると、あいまいさをもった形となる。辺境への支配拡大を積極的におこなう場合には軍事行動をとるが、その目的は、8世紀前半の段階においては、政府の基本方針は、大野東人の遠征関係史料に記されるように征服地を中央と同様の状態にすることであるから⁽¹⁵⁾、王と辺境民との間の支配関係は、王と奴隸という関係よりも王と公民との関係に類似したものということができる。そして、このことは王権が辺境民によって脅かされる危険性がないという前提のもとに成り立つものであり、王権が相対的に安定したものであることを意味する⁽¹⁶⁾。

第2は国家の支配領域を拡大する際に、その対象となる地域住民との間にみられる言語・風俗・習慣など可視的・感覚的な違いがもたらす影響についてである。たとえば、齊明天皇4年紀4月条では、靍田の蝦夷、恩荷が弓矢を持っている理由として狩猟のためということを強調しているが、それは、このとき本州北部の日本海沿岸地域に派遣された中央（近畿地方在住）

官人の生活感覚とは異なる世界であった。『日本書紀』編纂時の資料となる記録を作成したのはそのような中央官人であるが、歴史的事実を政治・軍事の政策面からだけでなく、衣食住という生活レベルまでひろげてみる必要がある。

以上は文献史料のなかか直接は証明することが難しいところでもあるので、発掘調査による考古学の研究成果も含めて、どのような方法で説き明かすのかということが重要になってくる。また、細部にわたって検討しなければならない点も多いが、本稿では問題提起をするにとどめておきたい。

注

(1) 最近の古代蝦夷関係の研究には饗給について論ずるものが多いが、その端緒となった論文が今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」（『東北古代史の研究』吉川弘文館、1986年）である。今泉氏は“饗給”が律令用語であることを確認した上で、朝貢とともに化外民である蝦夷を支配下につなぎとめておくための方策であったことを論じた。

(2) もっともわかりやすい例が国郡制施行地域の拡大である。8世紀から9世紀初頭にかけての律令国家の支配拡大の方法は、陸奥側と越（出羽）側で異なる点もあるが、郡制の拡大は“南から北へ”という形でおこなわれたといえる。また、天平9年4月戊午条に「東人本計，早入₂賊地₁，耕種貯₂穀，省₂運₁糧費₁」とあるように、蝦夷支配における政府側の意図としては、賊地も最終的には中央と同じように支配し、安定した税収を得ることがあったと考えられる。

なお、日本律令国家の蝦夷政策の性格については、以前から、その本質を高橋富雄氏のように“征夷政策”に求めるのか、新野直吉氏のように“鎮守政策”に求めるのかというような議論のあるところであり、また、近年は鎮守府官人の官制や征東使の構成など、蝦夷政策において設置・派遣された機関や制度について、その内容がより具体的に明らかにされてきている。しかし、それらの性格をめぐっては、たとえば鎮守府体制が律令国家の蝦夷政策において果たした役割に関して解釈が分かれていたり（最近の研究では中村光一「鎮守府および鎮守将軍について」（『社会文化史学』35、1996年）に研究の状況が紹介されている）、時期による変化（8世紀前半と9世紀前半の違い）のなかで共にみられるものは何かというようなことが十分に明らかにされているわけではない。このような律令国家の蝦夷政策の性格についても、比較の対象を古代ローマに求めることによって、より鮮明になるものと考えられる。

(3) そのような属州に対する国境政策はかなり厳密におこなわれたものと考えられる。たとえば、ドミティアヌス帝はライン川とドナウ川をつなぐ線を強化したし、ハドリアヌス帝（在117-138）はブリタニアの国境に城壁を建設したが、これも日本律令国家の国境政策が城柵というような拠点を設けることによって進められたものとは異なる点である。

(4) 古代ローマ帝国の支配（地中海世界）の現代世界との構造的類似性についての弓削達氏の指摘（たとえば「ローマはなぜ滅んだか」講談社現代新書 1989年）がある。また、近年ローマ帝国衰亡に関する研究も盛んであるが、ローマの支配・平和・繁栄・滅亡といったような古代帝国の展開過程を世界史上にどのように位置づけるのかということを考えるとき、東アジア世界についても、世界史を構成する一部として同様の問題意識をもって見ることが必要であると思われる。

(5) そのためにとられた制度が国司制である。国司制は全国画一的な領域支配の実現には不可欠のもので、郡司制と相互補完的な関係を保ちながら機能する。そして国司には地方にお

ける中央政府の分身的機能を果たすことが期待されたのである。なお、この問題に関して述べた論著は多数みられるが、代表的な研究として大町健「律令的国郡制の特質とその成立」（『日本古代国家と在地首長制』，校倉書房，1986年）がある。また，加藤友康「国府と郡家」（新版『古代の日本』7，角川書店，1993年）は国司と郡司の関係を具体例を示しながら論じている。

(6) 共和政の成立時期に関してはいくつかの見解があるが，それらは前沢伸行他『文献解説ヨーロッパの成立』第1部第2章p72.（南窓社，1981年）に整理されている。

(7) 弓削達「地中海世界とローマ帝国」（『史学雑誌』87-6，1978年）で述べるアクィンクム（ハンガリーのブダペスト付近）とその周辺地域を例にとってみても，このようなことが言える。また，弓削氏はこの論文で，属州では都市化とローマ化がすすめられたといわれるが，この点はローマ帝国の属州の支配はその地域にとってどのようなことであったのかということを考える上で重要である。

(8) B.C. 90年のユリウス法でローマに忠実な同盟市に，B.C. 89年のプラウティア・パピリア法で希望者にローマ市民権が与えられた。

(9) 養老職員令大国条

大国

守一人。掌，祠社，戸口簿帳，字₂養百姓₁，勸₂課農桑₁，糾₂察所部₁，貢奉，孝義，田宅，良賤，訴訟，租調，倉廩，徭役，兵士，器仗，鼓吹，郵駅，伝馬，烽候，城牧，過所，公私馬牛，闕遺雜物，及寺，僧尼名籍事上。余守准_レ此。其陸奥・出羽・越後等国，兼知₂饗給₁，征討，斥候。沓岐・対馬・日向・薩摩・大隅等国，惣知₂鎮捍₁，防守，及蕃客・帰化。三関国，又掌₂関割及関契事₁。

この条文の傍線部の3国のうち出羽国は和銅5年9月の成立であるから，大宝令にはなかったものと考えられる。

(10) 日本律令国家の辺境地域およびその住民の位置づけについては，身分制論や古代帝国主義論との関連で論じられることが多い。その最新の研究として，武廣亮平「日本古代の『夷狄』支配と『蝦夷』—その儀礼と身分—」（『歴史学研究』690，1996年），石上英一『律令国家と社会構造』（名著刊行会，1996年）がある。

(11) 律令文中で辺境地域を意味する語としては辺要・辺遠などがあげられる。養老令では職員令大国条のほか，仮寧令官人遠任条・関市令弓箭条などに国名がみられる。また，賦役令辺遠国条は辺遠国の“夷人”の賦役は必ずしも“華夏”（中央）と同じようにしなくてもよい旨の規定である。

賦役令辺遠国条

凡_レ辺遠国。有₂夷人雜類₁之所。応_レ輸₂調役₁者。随_レ事斟量。不₃必同₂華夏₁。

仮寧令官人遠任条

凡_レ官人。遠任及公使。父母喪応₂解官₁。无₂人告₁者。聽_下家人經₂所在官司₁。陳牒告追_上。若奉_レ勅出_レ使。及任居₂辺要₁。古記云。及任居₂辺要。謂伊伎対馬陸奥出羽是。（中略）者。申_レ官処分。

関市令弓箭条

凡_レ弓箭兵器。並不_レ得_下与₂諸蕃₁市易_上。其東_レ北_レ。不_レ得_レ置₂鉄冶₁（令集解逸文）古記云。東_レ北_レ。謂陸奥出羽等国也。

(12) 日本律令国家の天皇権力と貴族権力の問題については多くの論著がみられるが，それら研究史を整理した最新の研究として石上英一『律令国家と社会構造』第二章（注10掲載書）をあげることができる。

(13) 『類聚国史』延暦11年8月壬寅条。この史料の解釈は難しいが、それは「制。項年隼人之調。或輸或不_レ輸。於₂政事₁。甚涉₂不平₁。自今以後。宜_レ令₂偏輸₁。」の傍線部の解釈が難解であることによる。とくに“偏”の文字をどのように読むのかということが鍵となるが、この史料の前半の部分の内容から、喜田貞吉氏の“あまねく”という読みを取り入れ毎年という解釈を示した宮原武夫氏の見解が妥当であると考えられる（宮原武夫「律令国家と辺要―班田免除と租調庸賦課―」（『古代国家の支配と構造』，東京堂出版，1986年））。

なお、隼人についてはその呼称はいわゆる中華思想で意味するところの蛮人（夷・狄・戎・蛮）の範疇に入っていないことになる。8世紀前半の段階では、北日本では陸奥・出羽などが、南日本では薩摩・大隅などの国が律令国家の辺境地域として位置づけられ、共に特別行政区画として扱われたのであるが、このような呼称の問題も、服属儀礼の問題とあわせて、両者の差異性の一端を示すこととして注目される。律令国家の辺境の北と南の差異については、近年、多くの研究がみられ、本稿ではそれらについて具体的に論ずることはしないが、中央政府にとって両地域の最大の差異性は、その気候・風土や列島内の位置といった地理的環境にあったのではないかと考えられる。両地域と中央政府との関係は蝦夷・隼人と反乱や服属という視点で位置づけることができるが、一方、生活感覚という視点では、現在の近畿地方を居住地とする律令官人にとって、冬季間の寒冷な気候と景観の変化ということの意味するものは大きかったと推測される。

(14) 王（天皇）の存在は、日本の場合、皇位の交替はあっても、それは個人的レベルあるいは皇族内部のレベルの問題であって、他の氏族にとって替わられるということはなく、時期によって王（天皇）権力に強弱はあっても、王（天皇）となる資格は皇族、それも天皇と非常に近い血縁関係にある人物ということ是不変であった。結局、日本律令制下の天皇の地位は、王の存在形態を古代国家を世界史的レベルでみてみると、安定したものであったということになるのであるが、このことは天皇だけではなく皇族・貴族を含む支配者層の身分が安定したものであったことを意味する。その理由としては、これは自明のことであるが、古代国家の成立および展開の過程で周辺の異民族との抗争が最小限に抑えられていることがあげられる。そして、それは日本古代国家が支配領域とする列島の置かれた位置が周辺国家との間に自然的敵対関係が生まれにくかったことを意味する。しかし、これは結果として日本古代国家の領土は周辺国家との抗争によってほとんど変化しなかったと言えるということで、朝鮮半島への侵略を試みていることから明らかなように、日本古代国家に列島外への支配拡大の構想がなかったのではない。ただ、その計画を成功させることができなかつただけなのであるが、それにもかかわらず、列島内の領土にほとんど変化がなかった理由のひとつとして、やはり列島が海で囲まれているという自然条件を考えないわけにはいかないのである。

(15) 天平9年紀4月戊午条

(16) 日本律令国家はヤマト王権時代以来の中央氏族が居住していた地域を畿内という概念をもって行政上の位置づけをした。畿内の語は大化2年正月の改新の詔にはじめて見える。畿内に対する概念は畿外である。ただし、大化以降、すべての宮都が畿内にあったわけではない。したがって、畿内を宮都および宮都を取り囲む地域として定義づけることはできない。なお、このような律令制採用の段階で畿内地域の日本列島内における優位性が確立していたということは、ヤマト王権下ですでにそのような状況が認められたということであり、ヤマト王権が地方豪族を征服したときに結んだ貢納関係が概ね維持されていたことを意味する。一方、ローマはの方ほうはどうかといえば、共和政・帝政いずれの政治形態をとっている場合でも、国政に参加できる資格あるいはローマ市民権を付与された対象は時期によって

変化する。たとえば、共和政期、B.C.494年の聖山事件以降、貴族は平民に対して特権を与えるよう妥協し譲歩するようになるし、帝政期、カラカラ帝は211年に帝国全土の自由人にローマ市民権を与えた。このような日本とローマの違いはどこから来るものなのかということが問題になるが、ローマの政策の変遷が周辺民族の動静と深くかかわるものであることから、帝国の周辺に軍事的危機をともなう異民族が分布しているのかどうかということがこの問題を解く重要な鍵となるものと考えられる。